

貝塚市税コンビニ収納代行業務委託契約書

貝塚市（以下「甲」という。）と株式会社●●●●●（以下「乙」という。）とは貝塚市の市税（以下「貝塚市税」という。）の収納事務に関し、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、貝塚市税の収納事務を円滑に遂行するため、相互に密接な連携を保ち誠実に履行するものとする。

（委託期間）

第2条 この契約による委託期間は、令和8年1月1日から令和11年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 甲は、乙の収納事務に対し、準備費用、月額基本料金として月額●●円、及び従量料金として取扱手数料1件あたり●円に当該月分の取扱件数を乗じて得た額の総額に消費税及び地方消費税を加えた額を乙に支払うものとする。

2 乙は、前項の委託料を、準備費用については、令和8年1月、2月、3月においてはその支払いを、消費税等(消費税及び地方消費税相当額)を含む月額50,000円以内とし、それを超える金額については協議のうえ、令和8年4月以降に甲に請求することとする。また、月額基本料金及び従量料金については毎月月末締めでの実際に発生した件数に基づき甲に請求するものとする。

3 甲は、前項の請求があったときは、請求書を受領した日の属する月の翌月末までに支払うものとする。

（費用の負担）

第4条 委託料を除く費用は、すべて乙が負担するものとする。ただし、甲の庁舎内の設備に要する費用はこの限りではない。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、貝塚市契約規則第24条第2号の規定により、免除するものとする。

（収納事務の内容）

第6条 この契約に基づき甲が乙に委託する収納事務は、乙が別途コンビニエンスストア本部等（以下「丙」という。）と締結した契約書に基づき、丙の直営店及び丙とフランチャイズ契約を締結している加盟店等（以下「取扱店」という。）において甲の発行する貝塚市税の納入通知書等の納付書（以下「納付書」という。）に基づき、貝塚市税を収納するとともに、丙を経由して、甲に対する当該収納金の払込み及び収納情報の提供をその内容とする。

- 2 乙は、取扱店に係る収納事務について、丙と連帯してその責を負うものとする。
- 3 収納事務の詳細及びその実施方法は、別紙仕様書で定めるものとする。

(収納金の保全)

第7条 収納代行業者は収納金を自社の資金とは分別して経理を行うものとし、当該収納金及びこれに付随する金銭のみを取り扱う金融機関の決済用口座にて確実に保全するものとする。ただし、収納代行業者が収納金を確実に保全できる策を別に講じていると貝塚市が認める場合はこの限りでない。

- 2 収納代行業者は、契約する各本部及びスマホ決済事業者の経営状況を把握し、必要に応じて契約の解除等の手段をもって、収納金が回収できない事態を防ぐよう努めるものとする。

(検査)

第8条 甲は必要があると認めたときは、収納事務の処理状況について調査を行い、乙の帳簿、書類等を検査するものとする。検査の際は、1月前までに乙へ通知を行うものとする。

- 2 乙は、甲から請求があったときは、速やかに関係書類及び報告書を甲に提出するものとする。

(個人情報の保護)

第9条 乙（収納事務に従事している者及び従事していた者を含む。）は、この契約による収納事務をするための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(事故報告)

第10条 乙は、収納事務の履行にあたって事故が発生したときは、直ちに甲に連絡し、その指示を受けなければならない。

(権利又は義務の譲渡禁止)

第11条 乙は、この契約に基づく権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(再委託の禁止)

第12条 乙は、この契約による収納事務を加盟店を除く第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

(履行遅滞による違約金)

第13条 乙は、収納した貝塚市税を指定期日以内に甲の指定する口座に払い込むことができない場合は、当該金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256

号) 第 8 条第 1 項の財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率を乗じて計算した金額を違約金として甲に支払わなくてはならない。ただし、甲がやむを得ない理由があると認めたときは、違約金の支払いを免除することができる。

(損害賠償責任)

第 14 条 乙は、この契約に基づく収納事務の履行に際し、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(甲の解除権)

第 15 条 甲は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が正当な事由なくして契約を履行しないとき。
- (2) 乙の業務成績が著しく不良、又は乙が受託者として不適当であると認めたとき。
- (3) 乙が契約の締結又は履行に当たり不正な行為があったとき。
- (4) 乙の故意又は重大な過失により不法行為があったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか契約条件に違反すると認められるとき。
- (6) この契約を締結した日の属する甲の翌会計年度以降において、この契約に係る甲の予算が削除または減額されたとき。
- (7) 貝塚市暴力団排除条例（平成 24 年貝塚市条例第 23 号。以下「条例」という。）第 7 条に規定する元請負人及び下請負人等が条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者と認められるとき。
- (8) この契約を締結した日の属する甲の翌会計年度以降において、この契約に係る甲の予算が削減又は減額されたとき。

- 2 甲は、前項により契約を解除しようとするときは、乙に対して解除の通知を行うものとする。
- 3 第 1 項の契約解除によって生じる乙の損害その他一切の負担について、甲はこれを負わないものとする。
- 4 甲が、第 1 項により契約を解除した場合において、乙が甲に損害を与えたときは、乙はその損害を甲乙協議のうえ賠償するものとする。

(乙の解除権)

第 16 条 乙は、甲がこの契約に違反し、その違反により収納事務を履行することができなくなったときは、契約を解除することができる。

- 2 乙は、前項により契約を解除しようとするときは、甲に対して解除の通知を行うものとする。
- 3 乙は、第 1 項により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができるものとする。

(協議)

第 17 条 この契約に定めのない事項又はこの契約に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ

決定するものとする。

(管轄裁判所)

第 18 条 この契約に関する訴訟は、甲の所在地を管轄する裁判所に提訴するものとする。

(遵守事項)

第 19 条 前各条のほか、この契約の履行については、甲乙ともに関係法令を遵守するものとする。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙が記名押印の上各 1 通を保有する。

令和 7 年 月 日

甲 大阪府貝塚市畠中 1 丁目 17 番 1 号
貝 塚 市
貝塚市長 酒 井 了

乙

※この契約条項（契約書（案））については、入札時の仕様書を基本として、入札終了後落札事業者と契約ごとに協議するものとする。

国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料については「市税」をそれぞれ読みかえるものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第1条 この契約により、貝塚市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による事務を処理するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 乙は、この契約による事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に係る個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(厳重な保管及び搬送)

第3条 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(再委託の禁止)

第4条 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者（再委託先が委託先の子会社である場合を含む。）にその処理を委託してはならない。

(委託目的以外の利用等の禁止)

第5条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理措置)

第7条 乙は、この契約に基づく業務に係る個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定及び管理体制の確保)

第8条 乙は、委託業務で個人情報を取り扱うときには、あらかじめ特定した作業場所

において漏えい、滅失、毀損のないよう必要な措置を講じ厳重に取り扱うものとする。

2 乙は、委託業務に従事する自己の従業員等が個人情報を前項の作業場所の外に持ち出すときは、事前の書面により甲の承諾を得なければならない。

(事故発生時の報告義務)

第9条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(個人情報の返還又は処分)

第10条 乙は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による事務に係る個人情報を速やかに甲に返還し、又は漏えいしない方法で確実に処分しなければならない。

(違反した場合の契約解除及び損害賠償)

第11条 甲は、乙が法令、契約又はこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(遵守状況に関する報告等)

第12条 乙は、甲から契約内容の遵守状況に関する報告の指示及び個人情報の取扱状況を把握するための検査等への協力の要請があったときは、これらに応じなければならない。

(その他)

第13条 乙は、前各条に掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。